基本政策Ⅴ　安全で快適に暮らせるまちづくり

政策 1　まさか（大規模災害や事件・事故など）の不安が少ないまちづくり

■現状と課題

●非常時に強いまちづくり

本市では、東海地震など大地震の発生が懸念される中、非常時に備え、防災対策を進めています。

今後はさらに、災害時の二次災害に備えた、迅速で適切な救援・救護活動の確立や正確な情報伝達のための体制づくりが必要です。また、広域的な協力体制の確立も求められています。

常備消防[30]と救急体制は、甲府地区消防本部と峡北消防本部に管轄が分かれています。市内の消防団は全部で 10 分団あり、消防施設の充実とともに消防団員の確保が課題となっています。

[30] **常備消防**
いわゆる消防署やその出張所のことで、専任の職員が勤務しているものを言います。

●犯罪や交通事故の未然防止

本市の刑法犯認知件数は、山梨県の平均を下回っているものの増加傾向にあり、今後の増加が懸念されます。このため、市民、地域、警察、行政などが一体となって防犯意識を高めるとともに、防犯灯などの施設整備を計画的に進めていく必要があります。また、犯罪の抑止に向けて警察施設の充実が望まれます。

本市では、交通事故も増加傾向にあります。このため、子どもや高齢者などの交通弱者を含め、広く市民に交通安全意識の普及啓発を図りながら、交通安全施設の設置などにより交通環境を改善していくことが必要となっています。

●大雨に備えた治山・治水対策の推進

本市では河川や水路の増水による住宅地での浸水や冠水の恐れがある一方で、山間部では土石流や急傾斜地崩落など山地災害の発生が懸念されています。このため、市内の危険個所の把握に努めながら、治山・治水対策を進めていく必要があります。

●都市化に伴う雨水被害の発生

近年の異常降雨や急速な宅地化により、市内でも道路冠水や床上・床下浸水などの浸水被害が見られます。このため、雨水処理に対応した公共下水道の整備など雨水対策の推進が必要です。

■施策の方向

(1) 防災・減災対策の推進

市民の防災・防火意識の高揚を図り、地域防災計画の推進、災害発生に備えた自主防災組織の強化、ハザードマップ[31]の作成、建築物の耐震化、被災時の情報伝達手段の確保や水・食料の確保、救急・消防施設の整備など、非常時に迅速で的確な対応ができる防災・防火体制づくりを進めます。

[主要事業]

▶市民の防災・防火意識の普及・啓発
▶防災基盤の充実
▶減災対策の推進
▶救急・消防体制の充実

(2) 防犯体制の整備

防犯パトロールの実施や防犯灯の設置などを進め、地域、警察、行政が一体となって、子どもや高齢者をはじめとする市民が犯罪に巻き込まれることがないよう、安全確保に努めます。

[主要事業]

▶防犯意識の普及・啓発
▶防犯基盤の充実

(3) 交通安全の推進

子どもや高齢者など交通弱者に重点をおいた交通指導を進めるとともに、カーブミラーなど交通安全施設の設置を進めます。

[主要事業]

▶交通安全指導の推進
▶交通安全施設の整備

(4) 治山・治水対策の推進

災害パトロールを実施し、危険個所の発見に努めるとともに、関係機関と連携して治山・治水対策を推進します。

[主要事業]

▶治山対策の推進
▶河川の整備推進

[31] ハザードマップ
過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などをもとに危険な場所や避難経路を地図上に表したものを言います。

(5) 雨水処理対策の推進

大雨時の増水に対応した水路の改修に努めるとともに、公共下水道計画に基づく雨水処理対策を推進します。

[主要事業]

▶浸水対策事業の推進

▶水路の整備

■政策の達成目標 成果指標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
災害発生時の避難場所・避難経路を知っている市民の割合	防災情報に関する市民への啓発の成果を示す指標	市民アンケート調査において、知っていると答えた者の割合	－		後年設定
けが人や病人に応急手当ができる市民の数	災害時の応急対策への備えの状況を示す指標	消防署等が実施する応急手当の講習会（普通救命講習会等）を受講した市民の数（過去３年間）	2,093人	H16	3,000人
火災発生件数（出火率）	消防活動による火災予防に対する市民への意識啓発を示す指標	人口１万人当たりの１年間の火災発生件数	6.4件	H16	5.0件
防犯体制に対する市民の満足度	防犯活動や防犯灯の設置など防犯対策の成果を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	－		後年設定
交通事故発生件数（年間）	交通安全施設整備、交通安全教育の成果を示す指標	１年間に市内で発生した人身事故の件数	６４７件	H16	６００件
都市下水路の整備面積	雨水排水施設の整備状況を示す指標	公共下水道などで雨水を排除することができる区域の面積	１７０ha	H16	２００ha

※現況値が「－」で表示してあるものは現況値が明らかでないことを表し、目標値に「後年設定」と表示してあるものは実施計画等において望ましい目標値を設定していく予定であることを示しています。

■現状と課題

●緑による潤いのあるまちづくり

本市では、緑化啓発イベントの開催や家庭での生け垣や花壇設置の奨励など、花と緑あふれるまちづくり（ガーデンシティ・甲斐）を進めています。さらに市民、地域、企業、行政が一体となって緑による良好な景観形成を進めていくことが必要です。

●進む公園整備

本市には、赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）、玉幡公園（Kai・遊・パーク）、敷島総合公園、双葉水辺公園などをはじめとした、都市公園や市立公園、開発内公園など大小多数の公園が整備されています。これらの公園は、市民生活に潤いや安らぎを与えるばかりでなく、イベント会場や防災機能を有するなど多様な役割を担っています。

一方、市民一人当たりの公園面積は、国・県に比較してまだ低い状況にありますので、さらなる公園整備が求められています。

■施策の方向

(1) 緑化の推進

市民、地域、事業所などと連携して市内の住宅地や公共用地への植栽を進め、花と緑のあるまちづくりを推進します。

[主要事業]

▶花と緑のあるまちづくりの推進

(2) 公園整備の推進

潤いと安らぎの場として、都市公園、ポケットパーク[32]などの整備を進めます。

[主要事業]

▶都市公園の整備

▶身近で親しめる公園の整備

[32] ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園のことを言います。

■政策の達成目標　成果指標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
まちが花と緑に囲まれていると感じる市民の割合	緑化の推進による成果を示す指標	市民アンケート調査において、感じると答えた者の割合	－		後年設定
一人あたり都市公園面積	公園整備の状況を示す指標	市内の都市公園面積÷常住人口	5.7 ㎡／人	H16	7.5 ㎡／人

※現況値が「－」で表示してあるものは現況値が明らかでないことを表し、目標値に「後年設定」と表示してあるものは実施計画等において望ましい目標値を設定していく予定であることを示しています。

政策３　快適な生活環境があるまちづくり

■現状と課題

●安全で安定した水の供給

本市の上水道は、さまざまな事業者や方式により供給されています。今後は、老朽化した施設を計画的に更新し、良質で安全なおいしい水を安定して供給していくことが必要です。また、将来的な観点から事業の統合が課題となっています。

●改善が進む生活排水

本市の生活排水クリーン処理率[33]は68.8％で山梨県の平均を上回っています（平成16年3月末）。今後、公共下水道や合併処理浄化槽などの普及を進め、さらに、排水処理の改善を図っていくことが必要です。

●広域行政によるごみ処理・し尿処理

本市で発生するごみやし尿は、中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合で処理されています。ごみ排出量は増加傾向にあり、減量化をさらに推進していく必要があります。また、悪臭や水質汚濁を防ぐため、し尿の適切な処理が必要です。

●環境にやさしいまちづくりの推進

地球温暖化を防止し資源循環型社会[34]を形成していくためには、市民一人ひとりの日ごろの心がけが大切であり、省資源や省エネルギーに関する意識の喚起が重要です。また、本市では大きな公害問題の発生はありませんが、幹線道路網の整備が進む中で、今後、騒音や排気ガスによる大気汚染の発生などが懸念されます。

●快適な生活環境の確保

本市では、自治会を中心に環境美化活動が行われていますが、今後も市民自らが地域の環境を守る活動を支援していくことが必要です。一方、山間地などでは、不法投棄が見られ、監視の強化が必要です。

●質の高い宅地や公営住宅の整備

本市では、主に民間主導による宅地の供給が行われてきました。行政の適切な指導と規制による質の高い住環境の創設が望まれます。また、市営住宅の多くで老朽化が進んでおり、計画的な整備が必要です。

●新たなエネルギーの活用促進

環境に対する負荷が少なく、安定した供給が可能な新たな地域エネルギーが注目されています。今後、公共施設等において太陽光発電など新たなエネルギーの利用を進めるとともに、一般家庭や事業所などへの普及を図っていくことが必要です。

[33] **生活排水クリーン処理率**
生活排水を処理する施設は、下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設などがあり、地域特性に応じて導入可能なものが順次整備されていますが、これらの処理施設による処理人口の、総人口に占める割合を言います。

[34] **資源循環型社会**
大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、環境負荷をできる限り抑制する仕組みが組み込まれている社会のことを言います。

■施策の方向

(1) 上水道等の整備

水道施設の改修や更新、耐震化を進め、安心・快適な給水の確保に努めます。
また、水道事業の統合を検討していきます。

[主要事業]

▶安全で安定した水の供給の推進
▶老朽化した水道施設の改修・更新
▶水道事業の統合・推進

(2) 生活排水処理の充実

公共下水道事業、合併処理浄化槽事業を推進し、河川の水質保全などを進めます。
また、農業集落排水施設などの適切な維持管理を図ります。

[主要事業]

▶合併処理浄化槽事業の推進
▶公共下水道事業の推進

(3) ごみ・し尿処理施設の充実

ごみ・し尿処理施設の適切な維持管理に努めます。
また、ごみの分別収集の徹底や、し尿の適切な処理の推進を図ります。

[主要事業]

▶ごみ減量化の推進
▶し尿の適切処理の推進

(4) 循環型社会の確立

持続可能な循環型社会の構築に向け、環境基本計画を策定するとともに、市民・行政が一体となって環境に優しい取り組みを推進します。

[主要事業]

▶環境にやさしいまちづくりの推進
▶４Ｒ運動[35]の推進

(5) 生活環境の保全

住民主体の美化活動を推進するとともに、不法投棄、水質汚濁、土壌汚染などの防止に向け監視を強化します。
また、公害の苦情や問い合わせに迅速に対応できる体制を整備します。

[主要事業]

▶環境美化運動の推進
▶公害防止対策の推進

[35]**４Ｒ運動**
ごみになるものを断つ（Refuse）、買う量などを減らす（Reduce）、繰り返し使う（Reuse）、資源として再利用する（Recycle）の４つのＲを推進することを言います。

(6) 優良宅地等の供給促進

民間の宅地開発に対する適切な指導・誘導を行うとともに、暮らしやすい住環境の整備を図ります。

[主要事業]

▶宅地開発にかかる適切な指導・規制の推進

▶良好な住宅・住環境の推進

(7) 公営住宅の整備

老朽化が進んだ住宅の計画的な整備を進めます。

[主要事業]

▶質の高い公営住宅の計画的な整備

(8) 新たなエネルギーの普及

太陽光発電や天然ガス自動車などの普及を図るとともに、新たなエネルギー情報の提供と利用促進に努めます。

[主要事業]

▶公共施設への新たなエネルギーの導入推進

▶新たなエネルギーの普及啓発

■政策の達成目標 成果指標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
生活排水クリーン処理率	生活排水処理の状況を示す指標	生活排水処理区域人口÷総人口×100	68.8%	H15	82.0%
ゴミのリサイクル率	ゴミの資源化への取り組み状況を示す指標	資源ごみ÷家庭ごみ×100	16.4%	H16	19.0%
環境保全活動に対する市民の割合	環境美化に対する市民の取り組み意識を示す指標	市民アンケート調査において地域の清掃や美化活動へ参加と答えた者の割合	−		後年設定
一人一日あたりごみ排出量	ごみの減量化の成果を示す指標	一般ごみの年間収集量÷総人口÷365日	650g	H16	630g
クリーンエネルギーによる発電設備の施設数（民間も含む）	新エネルギーの開発普及の取り組みを示す指標	クリーンエネルギー（太陽光、風力）により電力が生成できる発電施設	2カ所	H17	5カ所
公営住宅の整備	中高層団地への整備を示す指標	中高層団地への整備戸数	138戸	H17	210戸

※現況値が「−」で表示してあるものは現況値が明らかでないことを表し、目標値に「後年設定」と表示してあるものは実施計画等において望ましい目標値を設定していく予定であることを示しています。

■現状と課題

●自然環境の保全

本市の北部地域は、秩父多摩甲斐国立公園に指定された地域を中心に豊かな自然環境が広がっています。しかし、山麓部や里山地域ではイノシシなど野生動物による農林産物などの被害が発生しており、自然環境の保護と人との共存が課題です。

●都市計画区域の見直し

本市の都市計画区域は、制度の異なる甲府都市計画区域と韮崎都市計画区域からなり、総合的な見直しが必要です。また、区域区分（線引き）[36]の必要性や幹線道路網の整備など都市施設の見直しが課題です。

[36] **区域区分（線引き）**
都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の２つの区域に区分することを言います。

●地域特性にあった土地利用の推進

本市の土地利用は、農地 10.3km^2、宅地 10.0km^2、山林などその他 51.6km^2 となっています（平成 15 年度）。市民アンケートでは「望ましい開発の程度」として、「優良農地や貴重な森林が守られるよう、開発を進める場所と保全する場所を分けていくべきである」が約６割を占めており、このような市民の意向を踏まえつつ、地域の特性に合った土地利用を推進していくことが求められています。

■施策の方向

(1) 自然保護・自然環境の保全

自然保護に対する市民の関心を高めるとともに、適切な鳥獣被害防止対策を進めながら自然の保護や自然環境の保全に努めます。

[主要事業]

▶貴重な自然や環境保護の推進

(2) 秩序のある都市計画の推進

国土利用計画や都市計画マスタープラン[37]に基づき、安全で快適な都市空間が確保された魅力ある都市づくりを推進します。

[主要事業]

▶総合的・一体的な都市づくりの推進

(3) 適正な土地利用の推進

開発と保全の調和のとれた土地利用を促進するとともに、都市施設の整備などと連動した計画的な都市形成を推進します。

[主要事業]

▶国土利用計画（甲斐市計画）に基づく適正な土地利用の誘導

[37] **都市計画マスタープラン**
都市づくりの将来の望ましい姿（将来像）を示し、その将来像を実現するための基本的な方針を定めるものです。

■政策の達成目標 成果指標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
用途地域面積	計画的な都市機能の配置や環境保全の状況を示す指標	用途地域面積÷総面積×100	19.8%	H16	後年設定
計画的で秩序のある土地利用が行われていると感じる人の割合	適正な土地利用の状況を示す指標	市民アンケート調査において、感じると答えた者の割合	－		後年設定
自然環境の保全と自然と共生する地域づくり	自然環境の状況を把握し、必要に応じた規制等を行うと共に、市民の自然環境保護事業への参加状況を示す指標	自然保護活動に参加する市民の割合	－		後年設定

※現況値が「－」で表示してあるものは現況値が明らかでないことを表し、目標値に「後年設定」と表示してあるものは実施計画等において望ましい目標値を設定していく予定であることを示しています。